

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があります。

こうした中で本市は、平成17年3月6日の市町村合併以前から、民間委託の推進などにより定員の適正化を図り、合併時には、職務給適用の一層の推進を図るなど抜本的な給料体系の改正を行うとともに、特殊勤務手当等の職員手当を大幅に見直し、給与の適正化に努めてきました。

また、合併後においても、退職手当を含めた給与構造改革を行い給与制度の適正化に努めるとともに、新規採用職員の抑制、定年前早期退職の推進及び勧奨退職手当制度の充実により民間委託をより一層推進しているところです。

しかしながら、合併前の給与水準が高かったことが影響し、現状では、ラスパイレス指数（平成19年：116.5）が高く、また同種の民間企業従業員に比べ給与水準が高い結果となっています。

このため、今後も国の動向や地域の民間給与との均衡に充分留意しながら、更なる給与制度の適正化に努めることが喫緊の課題となっています。

※ 「ラスパイレス指数」・・・地方公務員の給料額と国家公務員の棒給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国家公務員を100としたものです。

※ 「ラスパイレス方式」・・・地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定し、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別毎の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実給料総額で除して得る加重平均方式により求められるもの。

◆ 現在の給与等

(1) 技能労務職員の職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等 (国・山口県・萩市)

区分	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給料(棒給)月額	平均給与月額(国ベース)	平均給与月額(諸手当含む)	
国	5,193 人	48.8 歳	28.3 年	287,094 円	320,514 円		
山口県	371 人	47.2 歳	26.5 年	346,797 円	360,021 円		
萩市	清掃職員	12 人	52.5 歳	32.4 年	337,883 円	355,842 円	389,398 円
	学校給食員	29 人	46.7 歳	27.6 年	337,076 円	348,910 円	352,648 円
	用務員	1 人	31.0 歳	—	—	—	—
	運転手	7 人	48.8 歳	28.7 年	330,571 円	346,929 円	364,259 円
	その他	28 人	46.6 歳	24.3 年	299,546 円	307,742 円	315,971 円
萩市 計	77 人	47.5 歳	27.1 年	321,560 円	333,283 円	344,488 円	

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

※数値は、「平成 19 年国家公務員給与等実態調査」、「平成 19 年職員の給与等に関する報告及び勧告 (山口県人事委員会)」、「平成 19 年地方公務員給与実態調査 (萩市)」から抜粋しています。

※区分欄の「萩市・その他」欄は、保育所の調理員及び給食共同調理場の調理員の職種にあたります。

※職員数が少数の区分については、個人が特定されるおそれがあるため、数値を記載していません。

※「平均給与月額 (国ベース)」とは、給料 (棒給) 月額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当 (棒給の特別調整額)、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当、初任給調整手当の合計額です。

※「平均給与月額 (諸手当含む)」とは、「平均給与月額 (国ベース)」と通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当の合計額を合算した額です。ただし、期末・勤勉手当は含まれていません。

(2) 民間企業従業員の職種ごとの平均年齢、平均給与等

職種	平均年齢	平均給与月額	年収ベース
廃棄物処理業従業員（全国）	43.3 歳	299,800 円	4,192,600 円
調理士（山口県）	44.3 歳	271,500 円	3,641,200 円
用務員（全国）	53.9 歳	227,200 円	3,284,300 円
自家用乗用自動車運転者（山口県）	47.4 歳	269,900 円	3,956,400 円

（平成 16 年から平成 18 年の 3 ヶ年平均）

※数値は、厚生労働省が実施している「賃金構造基本統計調査」の数値を用い、地方公共団体の技能労務職員等に類似すると思われる職種の平均給料月額等について総務省がとりまとめたものです。

※「賃金構造基本統計調査」では、調査対象に正職員でない労働者が含まれるなど、雇用形態、業務内容等で「国家公務員給与等実態調査」等の調査方法と違いがあります。

※廃棄物処理業従業員、用務員については、都道府県別の数値が公表されていないため、全国計の数値を記載しています。

※「平均給与月額」には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などのほか、超過労働給与額も含まれます。（平成 16 年、平成 17 年、平成 18 年の各 6 月分として支給された額の 3 ヶ年平均の数値。）

(3) 年齢別の人数（萩市）

区分	18 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	～ 27 歳	～ 31 歳	～ 35 歳	～ 39 歳	～ 43 歳	～ 47 歳	～ 51 歳	～ 55 歳	～ 59 歳	～ 63 歳
清掃職員	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	3 人	2 人	2 人	2 人	2 人
学校給食員	0 人	0 人	2 人	2 人	4 人	9 人	7 人	3 人	2 人	0 人
用務員	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
運転手	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	2 人	1 人	1 人	0 人
その他	0 人	2 人	0 人	3 人	3 人	8 人	7 人	2 人	2 人	1 人
合計	0 人	3 人	2 人	6 人	9 人	21 人	18 人	8 人	7 人	3 人

（平成 19 年 4 月 1 日現在）

(4) 年齢別の平均給与月額（萩市）

区分	18歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳
萩市 (諸手当 含む)	0 円	235,200 円	256,150 円	276,249 円	341,433 円	348,826 円	349,709 円

区分	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 63歳
萩市 (諸手当 含む)	416,428 円	428,924 円	207,767 円

(平成19年4月1日現在)

※数値は、「平成19年地方公務員給与実態調査（萩市）」から抜粋しています。

※60歳～63歳の区分欄は、再任用職員にあたります。

(5) 技能労務職の給与制度（萩市）

①給料表

「行政職給料表（二）」（国家公務員の行政職給料表（二）に同じ）の5級制を採用しています。

②初任給基準

学歴	初任給額
高校卒	137,200円
中学卒	129,200円

(平成19年4月1日 現在) (12月改正適用後)

※「初任給額」は、給料月額のみ額で、時間外手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当等の諸手当を除く額です。

③諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、(夜間勤務手当、宿日直手当、) 休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当を、該当者に支給しています。諸手当の概要は次表のとおりです。

手当の名称	支給対象者	手当の額
扶養手当	扶養親族のある職員	月額
	・配偶者	13,000 円
	・配偶者がいない場合 (扶養親族 1 人目のみ)	11,000 円
	・その他	6,500 円
住居手当	住宅を借り受けている職員	月額
	・家賃 12,000 円以下	支給しない
	・家賃 12,001 円～23,000 円	家賃額 - 12,000 円
	・家賃 23,001 円～54,999 円	(家賃額 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円
	・家賃 55,000 円以上	27,000 円
	住宅を所有(新築、購入)して から 5 年を経過していない職 員	2,500 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上の職 員	月額
	・交通機関等の利用を常例と する場合	運賃相当額
	・自動車等の利用を常例とす る場合	片道の距離 2 km～ 4 km 2,000 円
		4 km～ 6 km 4,500 円
		6 km～10 km 7,100 円
		10 km～14 km 10,300 円
		14 km～18 km 13,500 円
		18 km～22 km 16,700 円
		22 km～26 km 19,900 円
		26 km～30 km 23,100 円
		30 km～34 km 26,300 円
		34 km～38 km 29,500 円
		38 km～42 km 32,700 円
		42 km～46 km 34,500 円
		46 km～50 km 36,300 円
	50 km～54 km 38,100 円	
	54 km～58 km 39,900 円	
	58 km～62 km 41,600 円	
	62 km～66 km 43,300 円	

		66 km～70 km 45,000 円
		70 km～74 km 46,700 円
		74 km～78 km 47,400 円
		78 km以上 50,000 円
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防救治手当 (感染症の病原体に汚染された、若しくは汚染の疑いのある場所若しくは物件の消毒作業又は収容作業に従事したとき) ・塩素等取扱手当 (塩素等有害物を取り扱う業務に従事する職員) ・災害応急作業等手当 (重大な災害が発生した若しくは発生するおそれのある箇所において応急作業等を行うとき) ・清掃業務手当 (廃棄物の収集処理作業を常例とする職員) 	<p style="text-align: right;">日額 700 円</p> <p style="text-align: right;">月額 2,000 円</p> <p>日額 730 円(深夜の場合 1,100 円)</p> <p style="text-align: right;">月額 16,000 円 (平成 20 年度以降 8,000 円)</p>

④昇給基準

毎年、1月の昇給時期に、それぞれの勤務成績に応じて、昇給を実施しています。また、勤務成績は、人事担当者と監督職員との面談により、口頭による成績の証明を得て判定を行っています。昇給基準と効果号給は次のとおりです。

区 分	昇給基準		
	特に良好	良好	良好でない
一般職員	8号給以上	4号給	3号給以内
57歳以上の職員	4号給以上	2号給	1号給

2 基本的な考え方

地方分権の伸展により「自己決定・自己責任」の原則のもと、自らの創意と工夫による地方自治行政の運営が求められています。

萩市では、市町村合併以前から民間委託を推進し、合併後も抜本的な給料体系の改正を行うとともに、特殊勤務手当等を見直し、次のとおり給与及び定員の適正化に努めてきました。

◆これまでの取組み

(1) 合併前の取組み

民間委託を推進し、人員削減に努め、定員の適正化を図ってきました。

- (参考)
- ・旧萩市等 廃棄物収集に民間委託を導入（平成9年度～）
 - ・須佐町 学校用務員の廃止（平成15年度）
 - ・福栄村 自動車運転業務の委託（平成13年度） など

(2) 合併時の取組み

①給料表を国家公務員の行政職給料表(二)に準じて統一し、職務給適用の一層の推進を図るなど、下表のとおり抜本的な給料体系の改正を行いました。

【給料表の見直し】

合併前							
萩市	川上村	田万川町	むつみ村	須佐町	旭村	福栄村	広域
独自	行(二)	行(二)	行(二)	独自	行(二)	行(二)	独自
職階なし	4級制	6級制	4級制	職階なし	5級制	5級制	職階なし

↓

合併時	
行(二)	
6級制（平成18年度以降は5級制）	

②特殊勤務手当等の職員手当を大幅に見直し、次のとおり適正化を図りました。

【職員手当の見直し（技能労務職関係）】

- ・清掃従事手当（旧萩市）…月額16,000円
→ 清掃業務手当 月額8,000円（H20～）
- ・特殊自動車運転手当（旧萩市）…月額4,000円 → 廃止
- ・簡易水道事業従事手当（田万川町）…月額6,000円 → 廃止
- ・伝染病防疫作業手当（田万川町）…1回1,000円
→ 感染症予防救治手当 日額700円

- ・犬等死骸処理作業手当（田万川町）・・・1日 300円 → 廃止
- ・一般廃棄物処理作業手当（田万川町）・・・月額 10,000円
→ 清掃業務手当 月額 8,000円（H20～）
- ・マイクロバス運転手当（田万川町）・・・10kmにつき 50円 → 廃止
- ・伝染病処理手当（むつみ村）・・・1回 1,200円 →
感染症予防救済手当 日額 700円
- ・犬等死骸処理作業手当（須佐町）・・・1回 500円 → 廃止
- ・伝染病防疫作業手当（須佐町）・・・1回 2,000円
→ 感染症予防救済手当 日額 700円
- ・犬等死骸処理作業手当（旭村）・・・1回 500円 → 廃止
- ・伝染病防疫作業手当（旭村）・・・1回 2,000円
→ 感染症予防救済手当 日額 700円
- ・伝染病処理手当（福栄村）・・・1回 1,000円
→ 感染症予防救済手当 日額 700円
- ・特殊自動車運転手当（福栄村）・・・1時間 400円 → 廃止
- ・ごみ収集手当（福栄村）・・・1日 600円 →
清掃業務手当 月額 8,000円（H20～）
- ・技術管理手当（広域）・・・月額 3,000円 → 廃止
- ・作業従事手当（広域）・・・月額 16,000円
→ 清掃業務手当 月額 8,000円（H20～）

（3）合併後の取組み

- ①平成18年4月に給与構造改革を行い、技能労務職給料表の平均1.2%引き下げ、枠外昇給の廃止、退職手当支給率の改定等を行いました。
- ②退職時特別昇給を廃止しました。
- ③新規採用者の抑制、早期勧奨退職制度の充実により、定員の適正化に努め、民間委託を推進しています。
- ④住居手当を見直し、国家公務員に準じた支給内容としました。

こうした取組みを行った結果、経験年数の少ない職員の給与については、合併前の給与制度に比べ大幅な適正化が図られましたが、一方で、高年齢層職員の給与については、現給保障している職員が多く、合併前の給与水準が高かったことが影響され、大幅な適正化が見込めない状況でもあり、平均給与は国家公務員等よりも高い給与水準となっています。

このため、引き続き早期勧奨退職により民間委託の推進に努めることを柱に、諸手当の面においても、業務の効率化による時間外手当の抑制に取り組むとともに、国の動向や地域の民間給与との均衡に充分留意しながら、更なる給与制度の適正化への取組みを推進していきます。

3 具体的な取組み内容

(1) 給料表について

給料表については、合併時に国家公務員に準じた行政職給料表（二）を導入したことで、大幅な見直しが行われました。今後も引き続き、国の動向や地域の民間給与との均衡に充分留意しながら、適正な給料表の運用に努めます。

(2) 諸手当について

時間外勤務手当については、事務事業を見直し、業務の効率化を図ることで、手当額の抑制に努めます。また、その他の諸手当（住居手当、通勤手当、特殊勤務手当等）については、平成 19 年度に住居手当を見直し、平成 20 年度から清掃業務手当を縮減するなど、適宜、見直しを行っているところであり、今後も引き続き、国・県・近隣自治体の状況を見極めながら手当の精査を行い、必要に応じて縮減または廃止の検討を行います。

(3) 昇給のあり方について

昇給については、職員の職務遂行能力、勤務実績をできる限り客観的に把握するための新たな人事評価制度を平成 20 年度から平成 21 年度にかけて試行し、成績に応じた昇給のあり方について検討を行います。

4 その他

本市では、平成19年4月1日現在で、77人の技能労務職員が在職しています。平均年齢は47.5歳で、今後10年間で27人が定年退職を迎えます。

下図は、60歳まで勤務したと仮定した場合の、職種ごとの人数の推移を示していますが、平成32年には、現在の職員の約半数となります。

このため、退職者数に応じて、段階的に民間委託を推進するとともに、事務事業の徹底した見直しを行い、職員の適正な配置に努めます。

また、自己申告書の活用、人事評価制度の導入、山口県セミナーパーク等の利用により、職員の能力向上と意識改革に努めます。

